

均衡あるまちづくりに 地域審議会委員を募集します

市では、合併後の均衡ある発展を図るため、合併前の海上町・飯岡町・干潟町の区域ごとに地域審議会を設置しています。旭市のみまちづくりに、それぞれの地域の実情や意見を反映させるため、この地域審議会の公募委員を募集します。

応募資格／①満20歳以上で当該区域内（海上・飯岡・干潟）に住所を有する方または事業所などに勤務する方②市職員または市議会議員でない方

結果通知／本人宛に郵送で通知
（申し込み・問い合わせ先）

T 289-2604

旭市高生1

海上支所庶務室

☎ 55-3111

T 289-2713

旭市萩園1800

☎ 57-3111

飯岡支所庶務室

☎ 68-2111

旭市南堀之内10

干潟支所庶務室

☎ 62-5382

企画課地域振興班

応募方法／所定の「申込書」に必要事項を記入し、企画課地域振興班へ持参または郵送。

申込期限／3月13日（金）必着

選考方法／書類選考（場合によ

活動内容／市からの照会などに対する回答や、まちづくりに関する自由意見・感想を寄せていただき意見交換を行います。

情報の送受信方法／電子メールまたはファックス

（勤務先）、電話番号、送受信方法（メールアドレスまたはファクス番号）を電子メール、ファクス、電話などで申し込みください。

謝礼／月額500円

申し込み方法／住所、氏名（フリガナ）、年齢、性別、職業

（勤務先）、電話番号、送受信方法（メールアドレスまたはファクス番号）を電子メール、ファクス、電話などで申し込みください。

排水設備工事の補助金・利子補給制度

排水設備工事の費用は自己負担ですが、皆さんの負担を減らすため、市では補助金および利息補給の制度を設けています。

受益者負担金と下水道使用料　供用開始区域内の皆さんには、受益者負担金を納めなければなりません。また、下水道に接続し使用を始めると、下水道使用料を納めていただことになります。
受益者負担金と下水道使用料　排水設備工事の費用は自己負担ですが、皆さんの負担を減らすため、市では補助金および利息補給の制度を設けています。

あなたの意見をまちづくりにまちづくりサポート募集

市では、市の施策や事業計画の策定にあたり、皆さんからの意見を伺う方法の一つとして「まちづくりサポート制度」を実施しています。まちづくりに関する情報を共有し、気軽に意見交換が行えます。

対象／18歳以上の市民または市内に通勤・通学している方

の一部2・6ヘクタールの区域で供用が始まっています。

結果通知／本人宛に郵送で通知

（申し込み・問い合わせ先）
企画課地域振興班

☎ 62-5382

N・O・E・クタールが新たに供用開始

公共下水道は、平成12年3月31日に供用が始まり、現在はJR旭駅を中心とする153・7ヘクタールの区域で、1・20

9世帯が使用しています。

3月31日から、新たに二地区の一部2・6ヘクタールの区域で供用が始まっています。

結果通知／本人宛に郵送で通知

（申し込み・問い合わせ先）
企画課地域振興班

☎ 62-5357

下水道課
☎ 62-5357



供用開始区域には、

対象／18歳以上の市民または市内に通勤・通学している方

の一部2・6ヘクタールの区域で供用が始まっています。

結果通知／本人宛に郵送で通知

（申し込み・問い合わせ先）
企画課地域振興班

☎ 62-5357